

令和7年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針

1 指導について

介護保険サービスの提供に当たって、事業者には法令等を遵守した適正な事業運営や個別ケア計画に基づく適切なサービス提供に加え、高齢者の尊厳の保持、認知症に関わる取組等、介護サービスの質の確保・向上が求められている。

これらを担保するため、指導監督の重点化・効率化を図りながら、集団指導において、各種基準に係る留意事項や運営指導等での指摘事例の周知等を行うとともに、運営指導においては、次の事項を重点項目とする。

(1) 法令遵守の状況について

- ・ 人員基準及び運営基準等が遵守されているか。
- ・ 適正な介護報酬の請求が行われているか。（特に加算・減算関係）

(2) サービスの質の確保・向上について

- ・ 個別ケアについて、計画が適正に策定され、利用者の心身の状況等をふまえたものとなっているか。また、計画に沿ったサービスが提供されているか。

(3) 虐待防止について

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施及び担当者の設置等の取組が行われているか。

(4) 身体拘束について

- ・ 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な手続きで行われているか。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び職員に対する研修の実施等が必要なサービス種類の事業者にあつては、それらの取組が行われているか。

(5) 感染症等対策について

- ・ 感染症等の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等の取組が行われているか。

(6) 危機管理への取組について

- ・ 介護保険施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。
- ・ 感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が継続的に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

(7) 事故防止対策及び苦情対応について

- ・ 事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。また、事故等の内容を分析して傾向を把握し、事故防止に役立てているか。
- ・ 苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。

(8) 職場におけるハラスメント対策について

- ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。

(9) 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について

- ・ 訪問介護員等が住宅管理職員等と兼務し、住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか。

2 監査について

指定基準違反等が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、不適正な事実が確認された場合は、関係法令等に基づき厳正な措置を講じるものとする。